

上里町地域福祉計画 (案)

平成 年 月

上 里 町

(町長の言葉)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 地域福祉計画の趣旨
- 2 計画の根拠と位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 福祉を取り巻く町の現状

- 1 町の現状
- 2 地域福祉計画の必要性
- 3 アンケート調査結果から

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 地域福祉の基本的視点
- 2 計画の基本理念と基本方向
- 3 施策の体系

第4章 基本的施策の展開

- 1 福祉サービスの提供体制の充実
- 2 自立支援と権利擁護の推進
- 3 つながり、支え合いの地域づくり
- 4 安全・安心のまちづくり

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

資料編

- 1 策定委員会設置要綱
- 2 策定委員名簿

第1章

計画の策定にあたって

1 地域福祉計画の趣旨

近年の少子高齢化社会への急速な進行や、社会・経済状況の変化などともない、住民の生活における課題、福祉課題が複雑・多様化し、今までの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者ごとの法律や制度だけでは対応しきれなくなっています。新たに幼児や高齢者に対する家庭内の虐待、高齢者の孤独死、発達障害やうつなどの精神疾患、これらの人々の災害時の援護問題などに支援が求められるようになってきています。

また、一方で、核家族化、ひとり暮らし世帯の増加など、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化は、家族機能の低下や身近な住民との交流が少なくなるなど、地域にある支え合い・助け合いの力が弱体化しています。

こうした問題に対応するため、地域の人々とのつながりを大切にし、すべての人が安心した生活を送ることが出来るようみんなで支え合い、助け合っていく地域福祉の仕組みをつくることが求められています。

地域福祉とは、地域の人と人、人と地域、地域と地域のつながりを大切にし、相互に支援しあう関係や仕組みをつくっていくことであり、地域住民やボランティア、行政・関係機関、社会福祉関係者の協働によって作りあげていくものです。

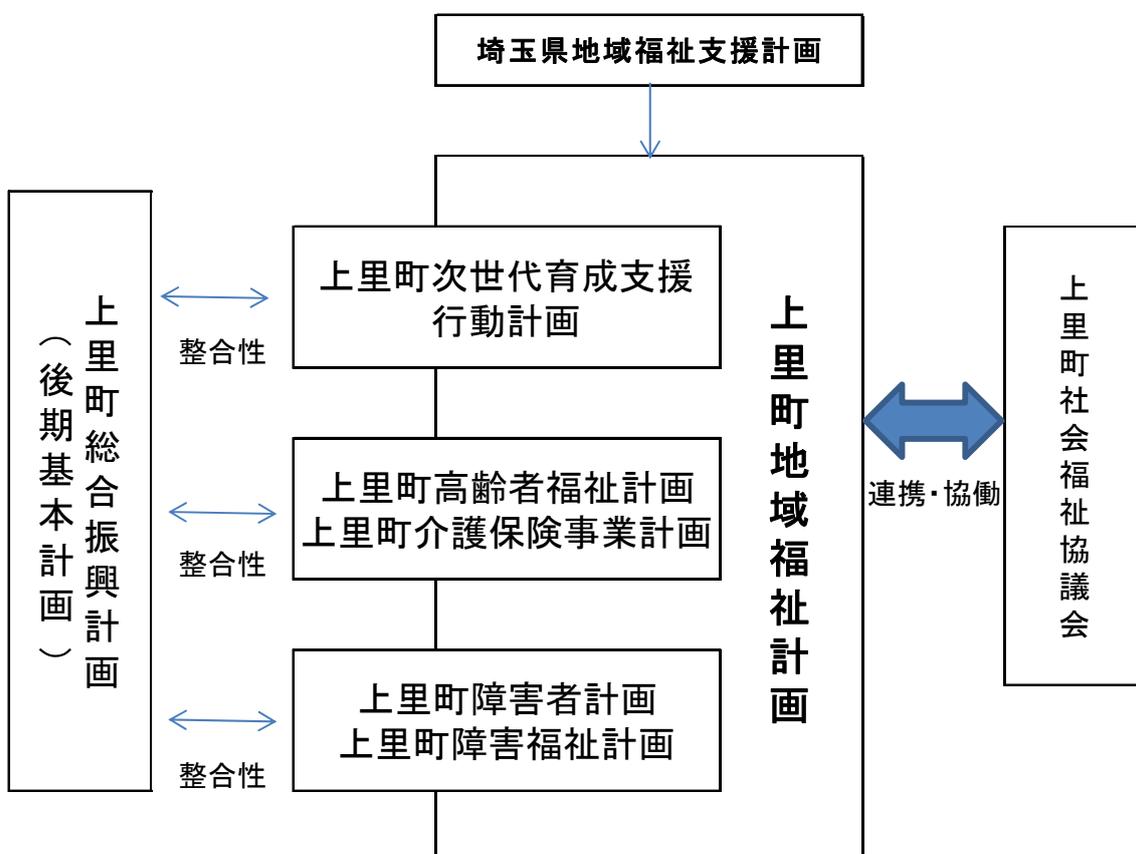
平成12年に改正された社会福祉法では地域での生活を総合的に支援するため、「地域福祉の推進」を基本理念の一つとして掲げられました。

地域福祉計画は、住民のだれもが住み慣れた家や地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、日常生活の様々な課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していく取り組み等を示すものです。

2 計画の根拠と位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」であり、市町村が住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題等を明らかにし、必要な支援を提供する体制を構築するための計画です。

第4次上里町総合振興計画や、高齢者福祉計画・介護保険事業計画など他の計画等と整合性を図りつつ、地域住民の福祉と健康に関わる様々な地域課題を解決していくための取組等を示した計画です。



3 計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度、平成29年度を目標年度とする5か年計画とし、社会状況変化により、計画の見直しの必要性が生じた場合は随時見直すこととします。

第2章

福祉を取り巻く町の現状

1 町の現状

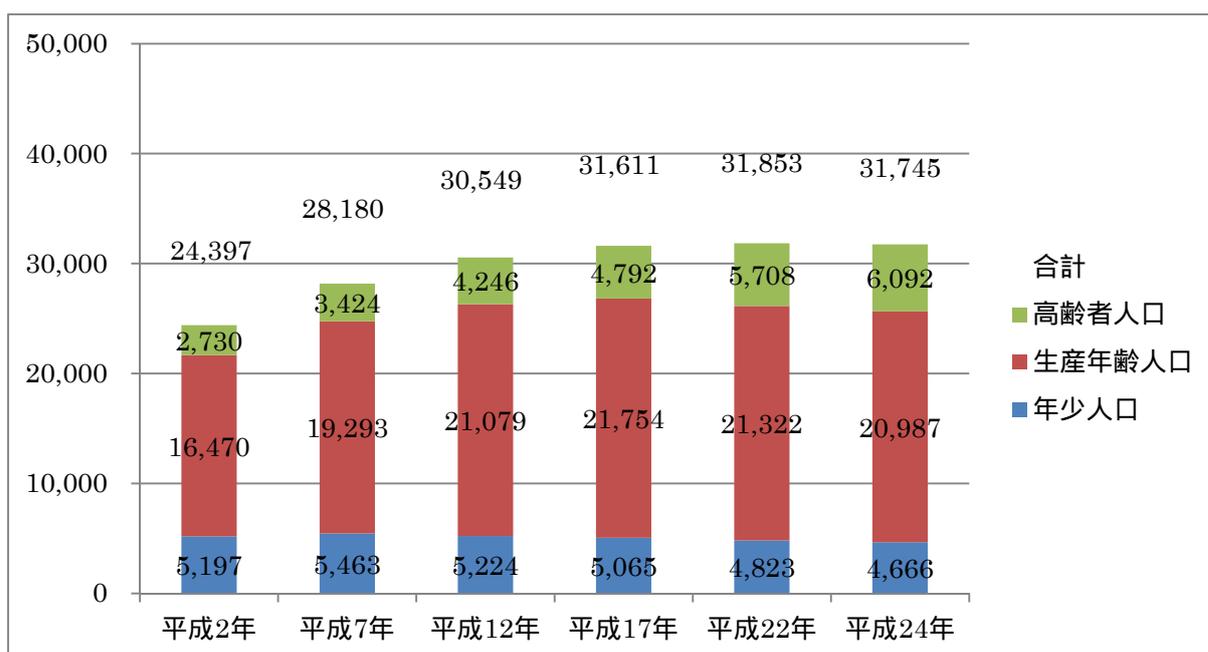
(1) 人口の推移

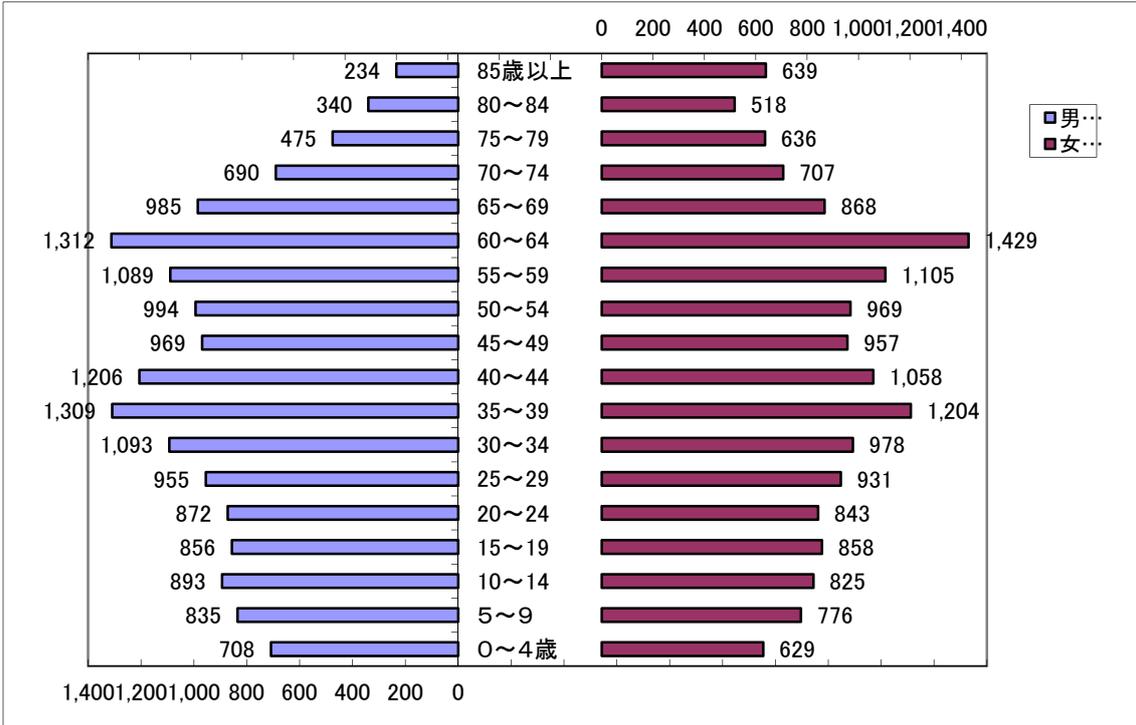
平成24年4月1日現在の総人口は、31,745人で、平成2年と比べると7,348人増加していますが、平成21年の32,011人をピークにわずかですが減少してきています。

年齢三区分別人口推移をみると、年少人口は(0～14歳)は、緩やかにしかし、確実に減少し、総人口に占める割合は平成2年21.3%であったのが、平成24年には14.6%に減少しています。

一方高齢者人口(65歳以上)は増加し、平成2年には総人口に占める割合が11.1%であったのが19.1%に増加しています。

全国の高齢化率(22.7%平成21年度)から比較すると少ない割合ですが、町の人口の推移は少子高齢化の傾向となっています。





住民基本台帳より
 (平成24年4月1日現在)

2 地域福祉計画の必要性

(1) 地域社会の変化

少子高齢化、核家族化が進み、さらに個人の価値観が多様化することにより、家族や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

こうした社会状況のなか、本町では32の行政区がそれぞれの地域のつながりの中で活動しています。祭りや郷土芸能といった伝統行事も継承されており、人と地域、地域と地域の絆が根強く残っている地区もあります。しかし、核家族や高齢化が進みつつあることから、やがては地域のつながりも薄れていく可能性もあります。

今後も各地域で育んできた人間関係を大事にしながら、後世に伝えていくとともに少子高齢化や都市化等の進展に対応できる地域福祉の社会づくりを構築していくことが求められています。

この地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法に市町村は「地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられています。

(2) 社会福祉の制度の変化

平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行され、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分確保するとされ、町民にとって身近な行政はできる限り地方が行うことになりました。

福祉においても、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉にかかわる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

(3) 町民と行政のかかわり方の変化

福祉をはじめ様々な分野で、ボランティアやNPO活動などの広がりが見られます。こうした住民活動の高まりを背景に、これからの地域社会づくりにおいては、住民自らが生活課題の解決を図ることができるような組織や仕組みづくりが求められています。

また、災害時などの際に、緊急かつ的確に高齢者や障害のある人などの要援護者を支援するための計画を地域福祉計画に盛り込むよう国から通知されていて、町民自らが防災・防犯意識を高めるとともに、日頃から地域の要援護者の状況を把握し、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要となっています。

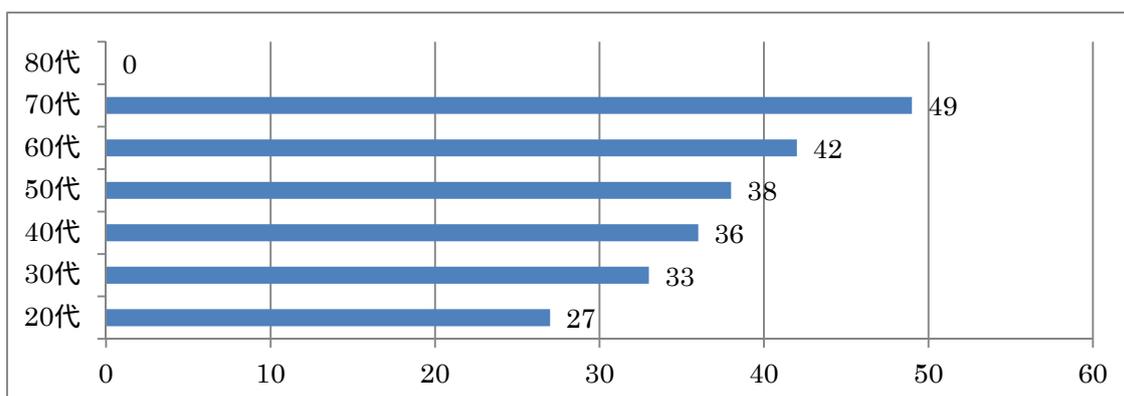
3 アンケート調査結果から

町では、本計画策定にあたり、町民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画を策定するための基礎資料とするため、平成24年2月に町在住の20歳以上の男女500名を対象に住民意識調査を実施しました。回収結果及び調査結果の概要は以下の通りです。

調査対象者数（配布数）	回答者数	回収率
500人	225人 (男96人・女129人)	45%

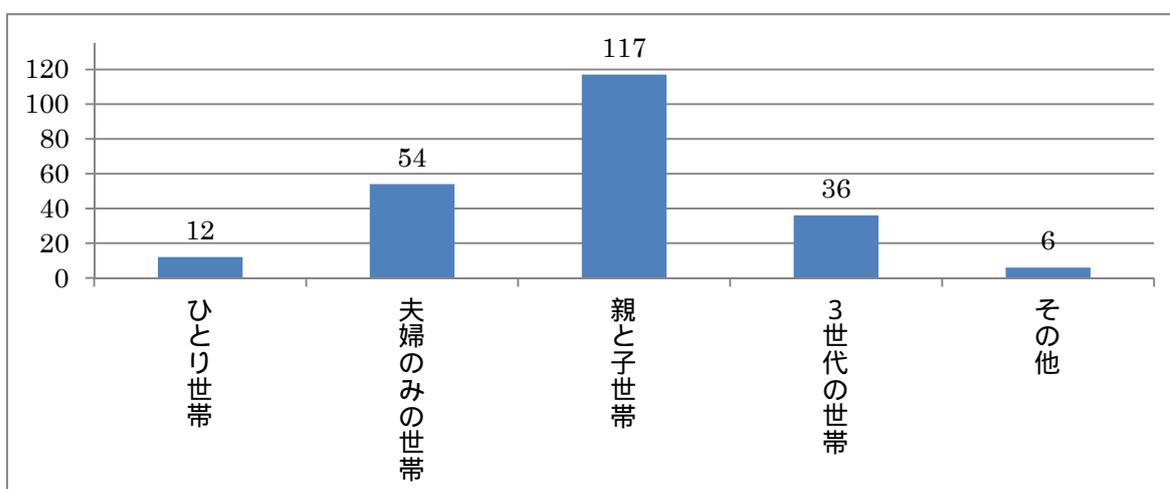
(1) (調査の回答者)

調査の回答者は70代が最も多く、ついで60代、50代の順になっています。



(家族の状況)

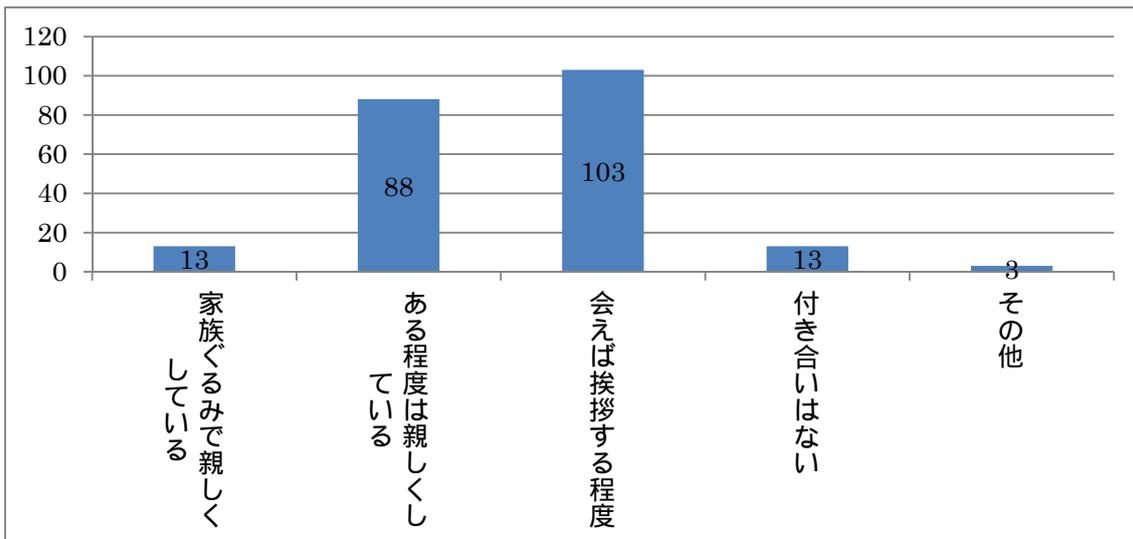
親と子世帯が最も多く、次いで夫婦のみの世帯、3世代の世帯とつづいています。



(2) 隣近所との関わりについて

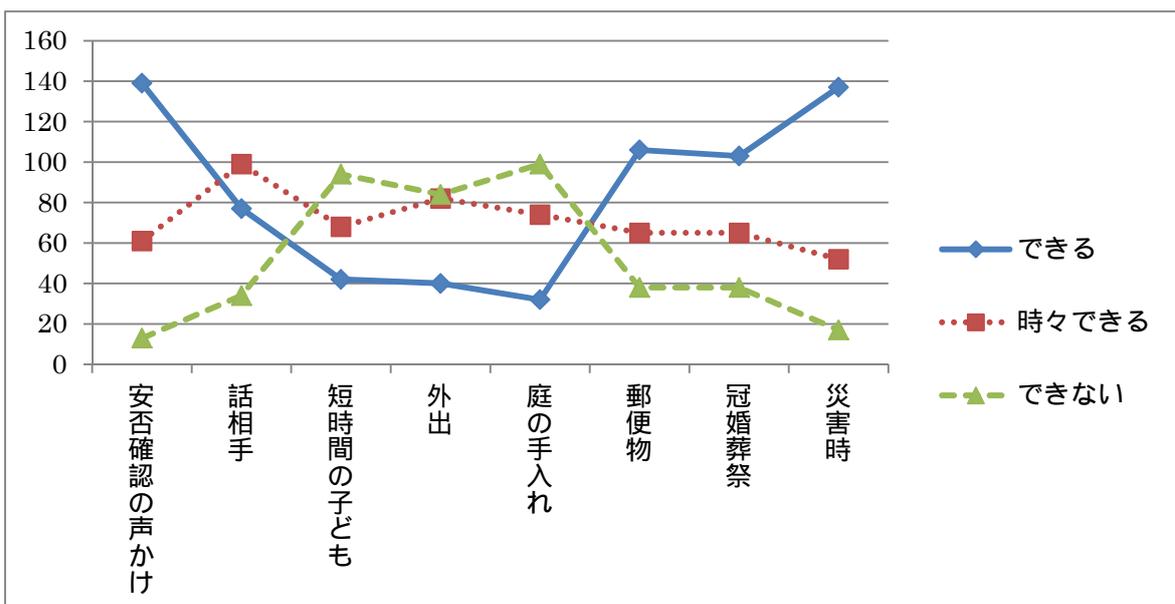
Q・(ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。)

隣近所との付き合いは「家族ぐるみで親しくしている」と「ある程度親しくしている」が約46%、「会えば挨拶する程度の付き合い」が同じ46%、「ほとんど付き合いがない」人が6%いました。隣近所と繋がりは薄れつつある実態を表しています。



Q・(近所の人から頼まれた場合、どのようなことができますか。)

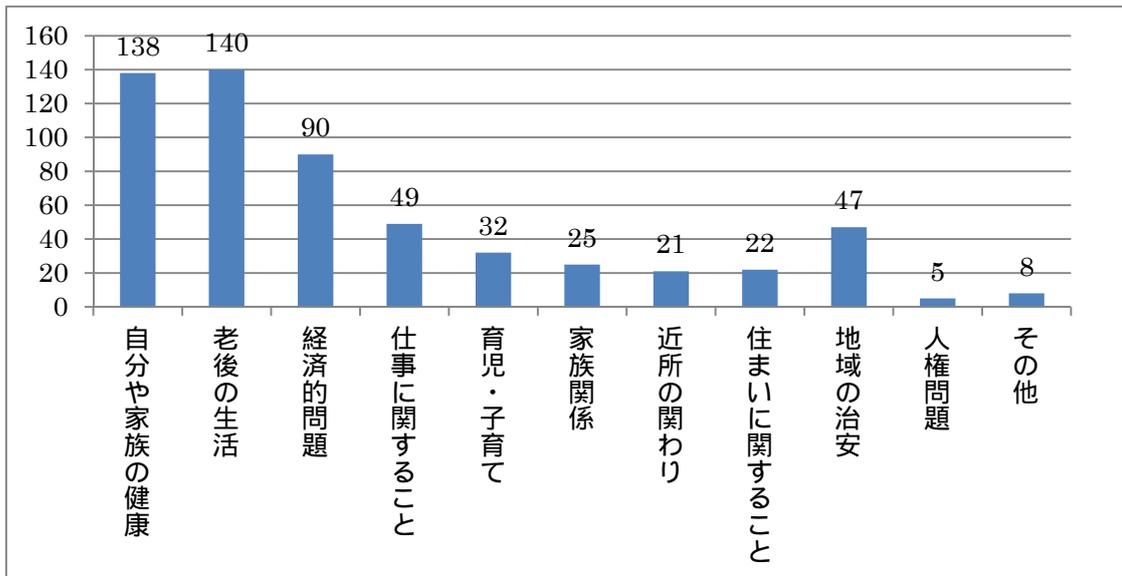
ふだん挨拶する程度の付き合いでも、安否確認の声掛けや、災害時の手助けは約65%の方ができると答えています。



(3) 日常生活の課題について

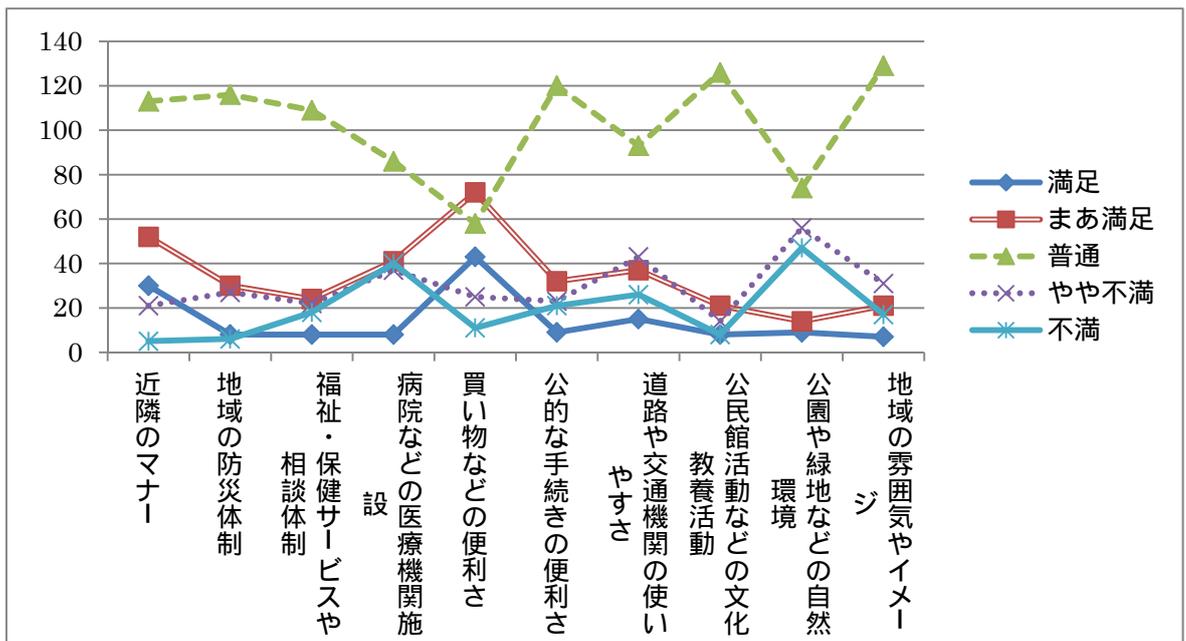
Q・(日頃不安に思っていることはありますか?)

老後の生活がトップで、自分や家族の健康、経済的問題の順番になります。アンケートに回答した人の約半数が50代以上であることも影響していると思われます。

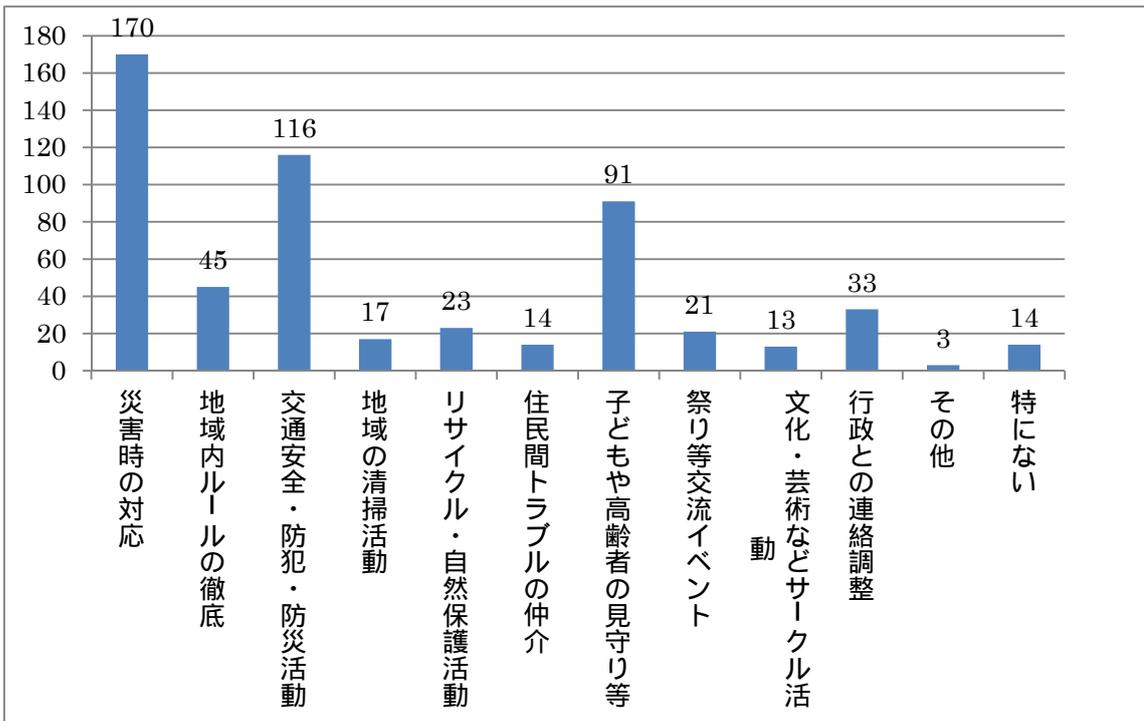


Q・(あなたが住んでいる地域の暮らしやすさはいかがですか。)

近隣のマナーや公民館活動、買い物の便利さ等については、多くの人が満足、まあ満足していますが、病院などの医療施設がないことや、交通の不便さ、公園や緑地が少ないことについての不満が多くなっています。



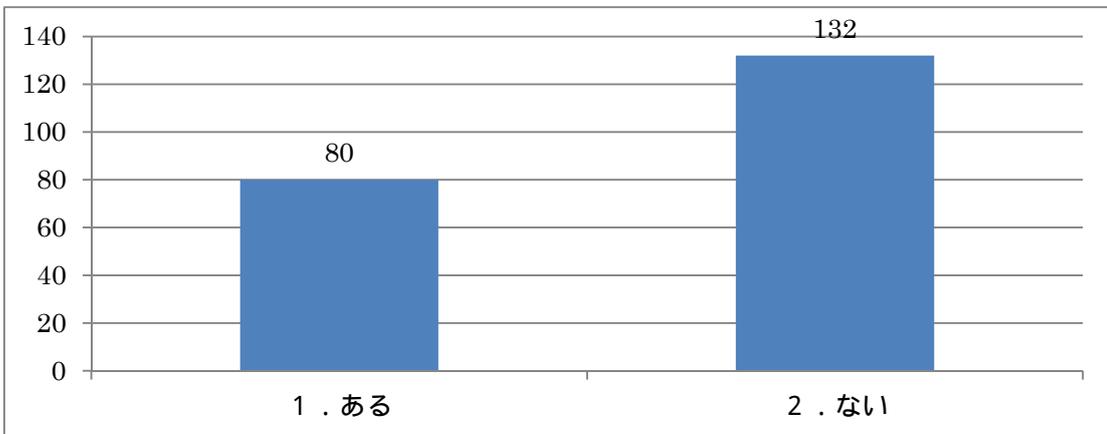
Q・(安心して暮らしていくために、その地域の組織や団体に望むことは?)
 もっとも多かったのは災害等、緊急事態が起こった時の対応、次に交通安全や防災・防犯などの活動、子どもや高齢者、障害者の見守りや手助けなどとなっています。



(4) 地域活動・ボランティア活動について

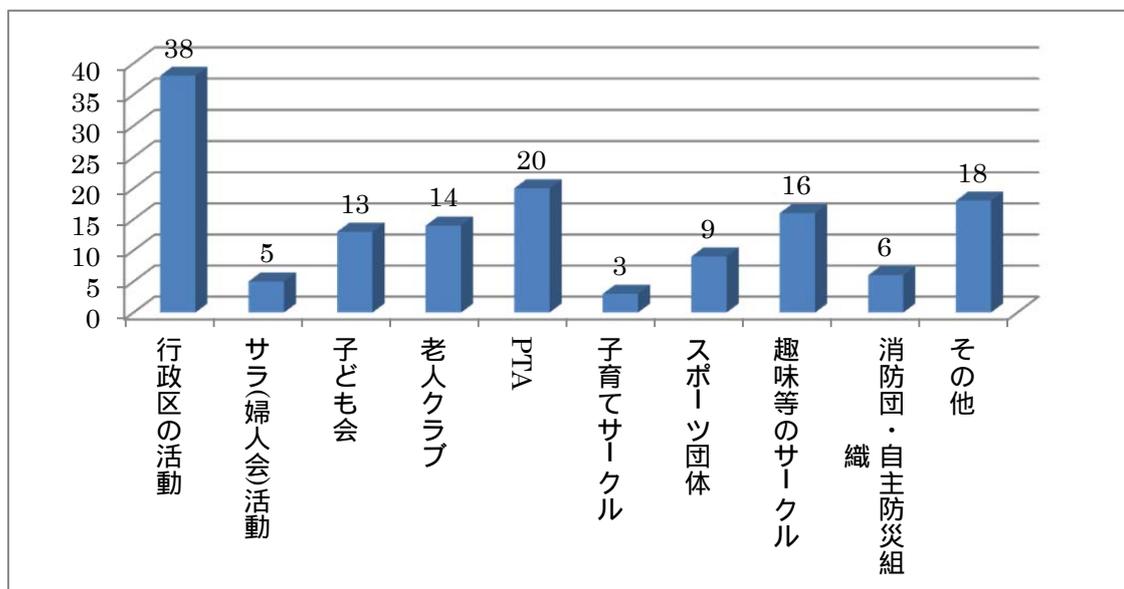
Q・(あなたはボランティア活動をしたことがありますか?)

あると答えた方が 38% ないと答えた方は 62% となっています。



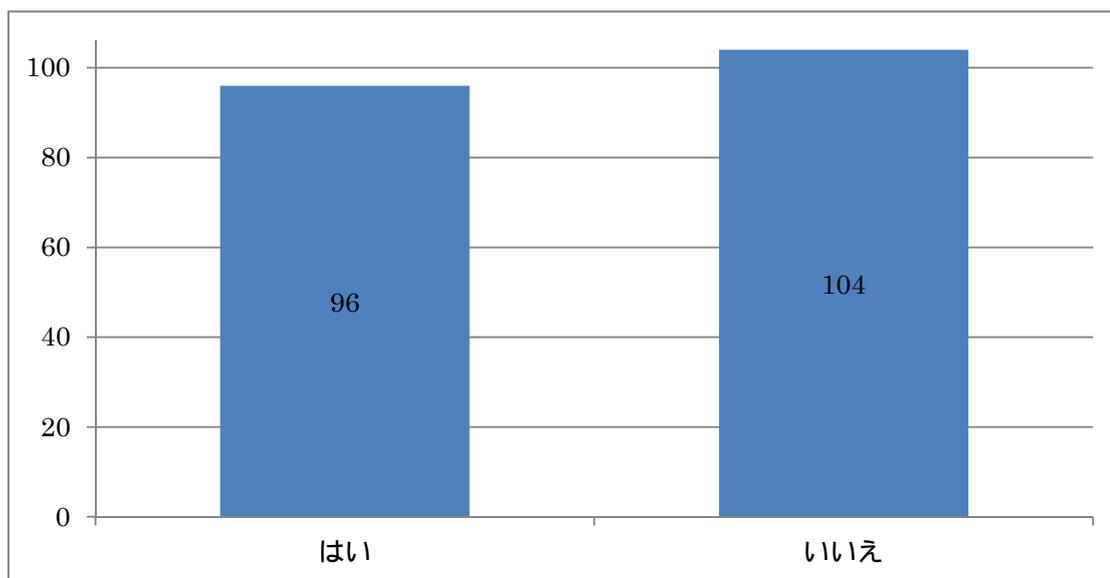
Q・(ボランティア活動をしたことがある方は、主にどのような活動をしましたか？)

主に活動したボランティアは、行政区の活動・PTA活動・老人クラブ活動・子ども会活動などとなっていて、地域に密着した活動が多くなっています。



Q・(現在、ボランティア活動をしていない人でも、今後はボランティア活動をしたいか？) には

約半数の48%の人が、ボランティア活動をしたいと答えています。



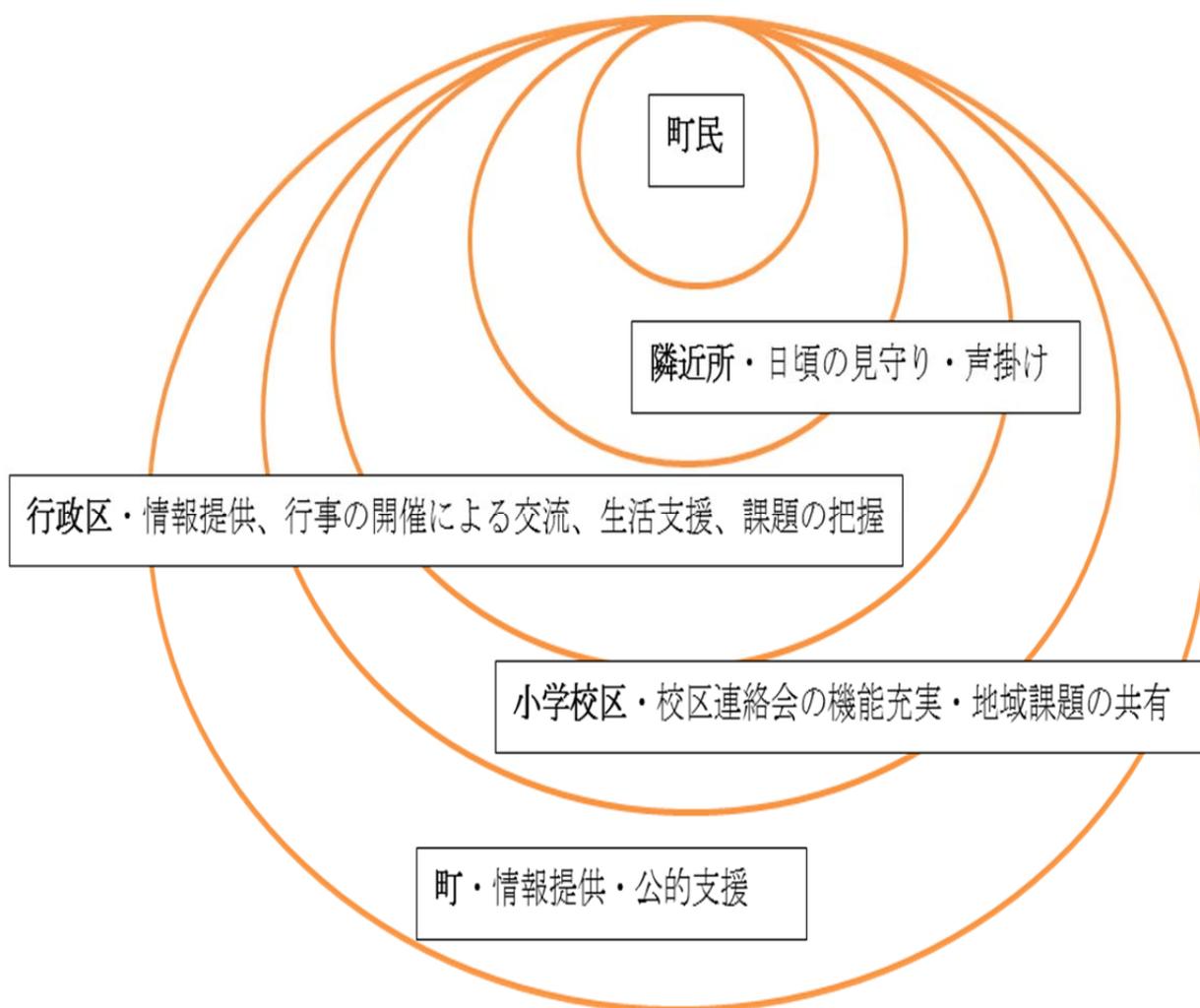
第3章

計画の基本的な考え方

1 地域福祉の基本的視点

地域福祉とは、公的な福祉サービス等ではカバーしきれない生活課題を解消するため、住民相互の助け合い、支え合いの力を強化し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう地域社会をつくっていくことです。

そのためには、様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。



2 計画の基本理念と基本方向

(1) 基本理念

平成24年度からの「第4次上里町総合振興計画」の「後期計画」では「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン上里”」を将来像にまちづくりに取り組んでいます。この中の政策目標の初めに「**支えあい、生きがいあふれる健康のまち**」があり、その中の一つに「**地域福祉の推進**」を掲げています。

この地域福祉計画は、地域福祉の推進によりまちの将来像の実現を図るものです。

そのため、「**誰もが住み慣れた地域社会で自立し、安心して暮らせるまち**」を計画の目標像として、住民の福祉意識の啓発に努めながら、在宅福祉サービスの向上と、安全・安心な生活の確保を図るとともに、人と人とのつながりを大切にする町のよい伝統を次の世代に伝えつつ、町民にとって住みやすいまちづくりを推進します。

目 標 像

誰もが住み慣れた地域社会で自立し、安心して暮らせるまち

取り組みの基本方向

地域ネットワークによる支え合いの構築

福祉サービスの適切な利用の推進

町民参加による地域福祉の推進

安全で安心な生活環境の実現

(2) 取り組みの基本方向

本計画に掲げる目標像を達成するために、以下の4つの取り組みの基本方向を設定し、具体的な事業の展開を図ります。

地域ネットワークによる支え合いの構築

古くからある、地域の結びつきを大切にしながら、少子高齢化、核家族化の中で、これからの時代に対応できる支え合いの地域福祉を推進します。そのため、行政区の活動や、世代をこえた地域の交流を促進し、顔の見えるつながりが行き届く地域づくりを目指します。

福祉サービスの適切な利用の推進

福祉サービスを必要としている人に対する情報提供を充実するとともに、関係機関と連携をして適切なサービスが利用できるためのサービス提供体制の整備に努めます。また、様々な困難を抱える人たちの相談支援の充実を図り、孤立を防止して、地域で自立した生活を支援する仕組みづくりを推進します。

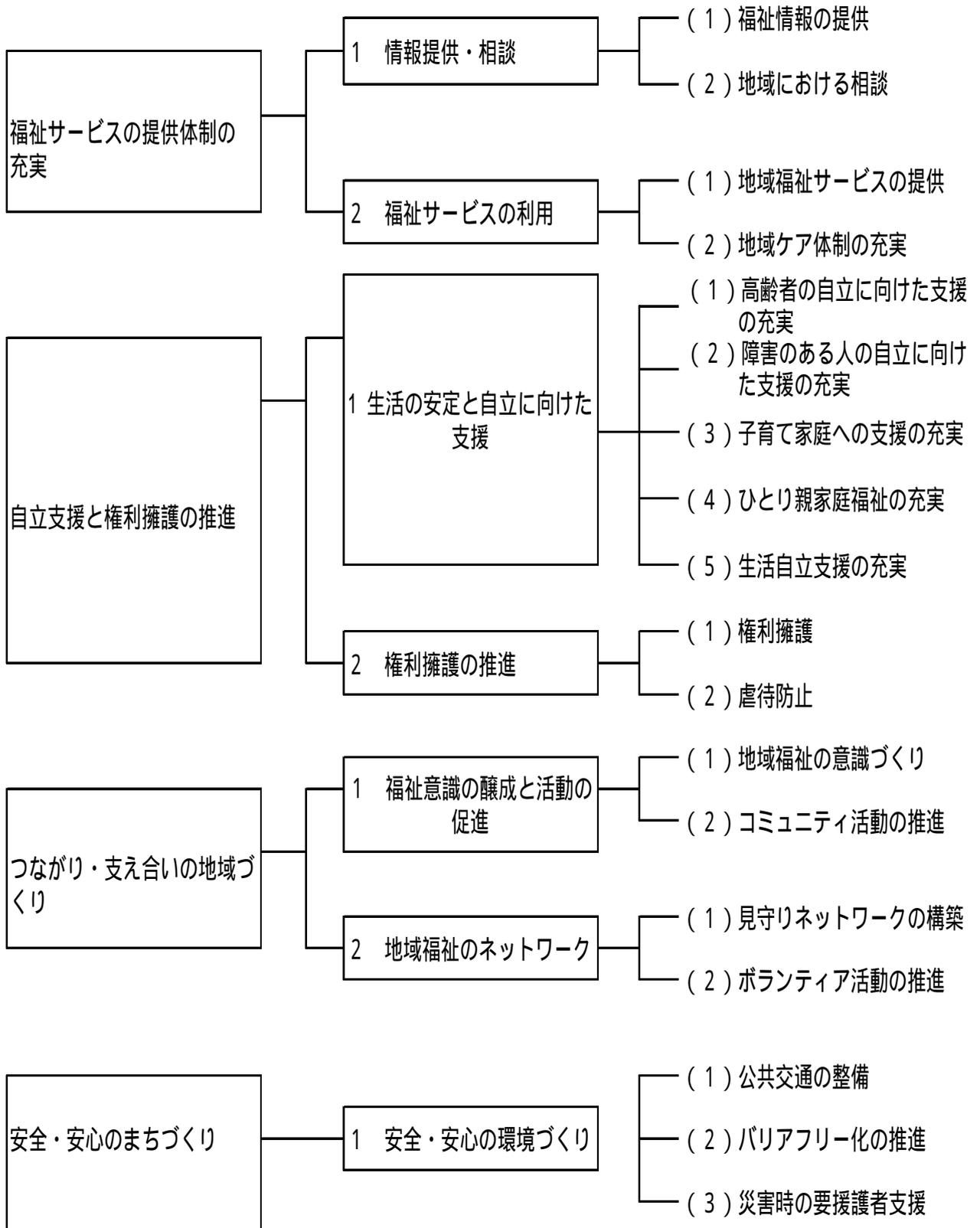
町民参加による地域福祉の推進

すべての町民が地域福祉に関心を持てるよう、福祉教育や情報の提供を充実させ、福祉にふれる機会を増やす取り組みを推進します。ボランティアなどの町民活動に参加しやすくするような仕組みづくりを進め、町民の主体的な参加が根付く環境を目指します。

安全で安心な生活環境の実現

高齢者や障害のある人をはじめ、地域の誰もが日常生活に不便を感じることなく、また災害時にも安心できる環境整備に努めます。住む人にとって暮らしやすく、また、援護が必要となった時の支援など、地域の見守り体制の整備を充実します。

3 施策の体系



第4章

基本的施策の展開

福祉サービス提供体制の充実

1 情報提供・相談

【現状と課題】

福祉サービスへのニーズが多様化する中で、必要な情報が必要な人に届けられるよう効果的な情報提供が求められています。

町では、広報「かみさと」やホームページ、各区長に依頼しての回覧等を活用し、地域の情報発信を図っています。アンケートの結果では、福祉サービスを利用していない人の約7割の人が、どこに申し込むのかわからない、手続きが煩雑、どのサービスが良いのか分からないなどと回答しています。このことから、町の情報提供機能を高める一方で、地域の中で福祉情報を共有化し、誰でもが様々な情報を入手できる体制の整備が必要です。

各福祉に対する相談については、窓口を設けているほか、地域では民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などが身近な相談役として活動しています。上里町社会福祉協議会等が、心配ごと相談、行政相談、法律相談、女性の悩み相談などの日も設けています。

身近な地域の中で気軽に生活に関する相談ができ、相談内容によっては各専門機関など最適な相談機関につなげられるような、医療、介護、保健、福祉が連携した総合的な相談支援体制の仕組づくりが必要です。

【施策の方向】

福祉サービスに関する情報ははじめ日常生活の中で必要な情報が、必要とする人にしっかりと届く地域を目指します。

様々な困難を抱える人が、町の相談窓口や身近な相談機関、地域の人などに気軽に相談ができるような地域を目指します。

【施策の内容】

(1) 福祉情報の提供

- ・福祉サービスや地域の情報について広報「かみさと」やホームページを通じてよりきめ細く提供します。
- ・地域ごとの情報を共有するための活動を支援します。
- ・各行政区を通じて、回覧板等を活用した情報提供を充実します。

(2) 地域における相談

- ・民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が受けた相談を最適な相談機関につなげられるよう、町との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・相談者の状況等により、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、地域福祉等の担当者が連携を図り、相談内容に応じた支援体制を整備します。
- ・誰にでも分かりやすい形で相談窓口を周知します。

2 福祉サービスの利用

【現状と課題】

町では、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、健康増進に関する個別計画に基づき、各種保健福祉サービスの提供を行っていますが、医療、保健、福祉のネットワーク化により、必要なサービスが受けられる体制づくりを推進していく必要があります。

生活の中では個人の力（自助）や、地域の支え合いの力（共助）だけでは対応しきれない問題も多くあり、介護保険の要介護等認定者数や障害者手帳保持者数も増えていることから、支援を必要とする人たちの数は、今後さらに増加していくことが予想されます。行政と地域住民が協力して取り組むべき課題も増えており、関係機関や地域と連携した地域ケア体制の充実が求められています。

【施策の方向】

福祉サービスが必要な人を見逃さないようにし、必要な人が必要な時に福祉サービスを受けられる地域を目指します。

隣近所、行政区の地域住民の協力による地域ケア体制について検討します。

【施策の内容】

(1) 地域福祉サービスの提供

- ・高齢者や障害のある人、子育て中の保護者など福祉サービスを必要としている人の相談から、きめ細やかに生活状況を把握したうえで必要なサービスにつなげます。
- ・医療、保健、福祉のネットワーク化により、必要なサービスが受けられる体制づくりを行います。

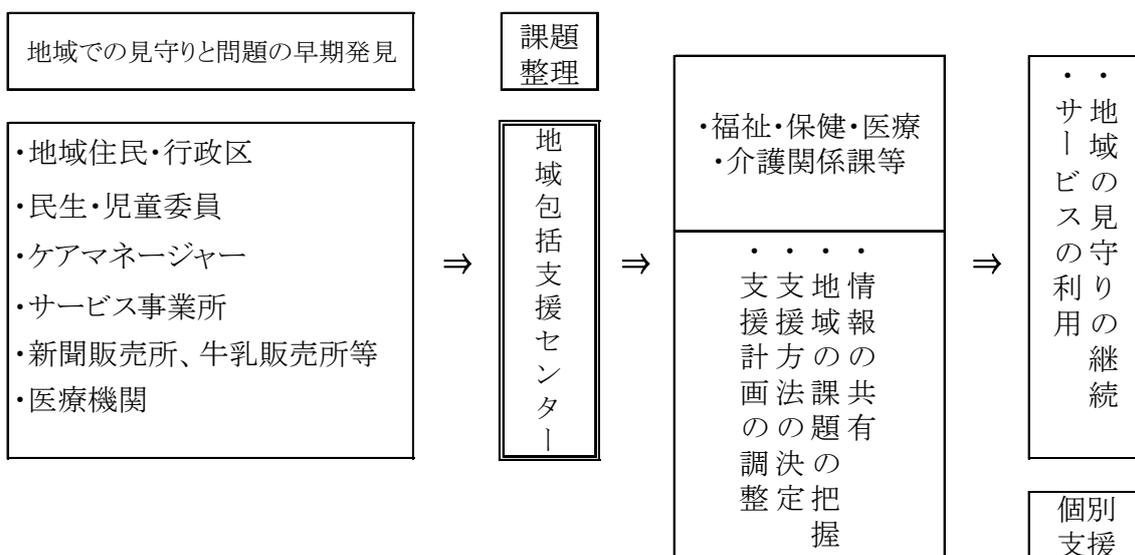
(2) 地域ケア体制の充実

- ・隣近所、行政区、民生・児童委員の連携を密にし、それらを繋ぐ仕組みを構築します。
- ・地域住民や新聞配達業者等の協力による「見守り」や「気づき」から発見された支援が必要な高齢者に対し、地域包括支援センター・保健・福祉・医療・介護等関係機関と連携し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活してけるよう体制を充実していきます。

上里町地域包括支援センター

* 地域包括支援センターとは、高齢者の生活を支える総合的な窓口として、市町村主体で設置された機関です。町では健康保険課内です。

高齢者や家族の相談を受け、高齢者の方々が、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、それぞれの状態に合わせた適切なサービスにつなげています。また、相談内容によっては制度に関する情報提供や関係機関への紹介をします。



自立支援と権利擁護の推進

1 生活の安定と自立に向けた視線

【現状と課題】

町の高齢化率は19%（全国平均を下回る）を超え、さらなる高齢化の進行が予想されることから、保健、医療、福祉サービスの充実や生きがいづくりとともに、相互の助け合いとふれあいの中で、社会全体で高齢者を支えることが大切です。

障害福祉サービスについては、障害者自立支援法に基づくものになり、あらたに平成25年度当初から、障害者総合支援法の施行が予定されています。新たな制度への対応とともに、障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

子育て支援に関しては、町内2か所の町立保育所・6か所の民間保育所と5か所の児童館・3か所民間委託の放課後児童クラブを起点に保育サービスの充実と育児相談等の子育て支援に努めていますが、多様化する保育ニーズに対する柔軟な対応を図っていく必要があります。

町のひとり親家庭は、離婚などが原因で増加傾向にあり、また低年齢化しています。その多くは就職先が少なく安定していないことから支援が必要です。

生活保護については、平成24年4月現在、182世帯、289人となっています。保護率は0.91%で、ここ数年増加しています。要保護者の高齢化と若齢化、保護期間の長期化などの問題もあり、その対応や自立への支援が重要となっています。

【施策の方向】

介護予防、介護保険サービスの充実とともに、高齢者が地域や社会に参加し、生きがいを持って暮らすことができるような環境を整備します。

障害福祉サービスの充実により、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。

多様な保育ニーズの対応を図るとともに、地域における子育ての支援の充実に努めます。

ひとり親家庭や低所得者の生活安定と自立支援に努めます。

【施策の内容】

(1) 高齢者の自立に向けた支援の充実

・町の高齢者福祉計画に基づき、介護予防や介護保険サービス、生きがいをづくりを充実し、高齢者の地域における自立と社会参加を支援します。

(2) 障害のある人の自立に向けた支援の充実

・町の障害者計画に基づき、ノーマライゼーションの推進と障害者福祉サービスの充実により、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。

(3) 子育て家庭への支援の充実

・関係機関と連携しながら多様な保育ニーズに対応した保育の充実を図るとともに、地域子育て支援事業を充実させ、相談業務の強化に努めます。

(4) ひとり親家庭福祉の充実

・保育事業の充実などによる就労支援やひとり親家庭等医療費の支給制度、児童扶養手当制度などの周知徹底を図り、ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実を図ります。

(5) 生活自立支援の充実

・生活困窮者の生活が安定し、安心して暮らせるよう、関係機関と連携を図り、自立への支援に努めます。

上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

* 高齢者の福祉施策の総合的な推進と、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を図るための計画を一体的に策定したもので、平成24年度から平成26年度が計画期間となります。

上里町障害者計画・及び障害者福祉計画

* ノーマライゼーション・リハビリテーションを基本目標に障害を持つ人の福祉の総合的な施策の推進と、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの具体的な目標を定めるための計画を一体的に策定したもので、平成24年度から平成26年度が計画期間となります。

上里町老人クラブ連合会の活動

*町内に25の単位クラブがあり、加入者は1,866人(平成24年4月現在)で、社会参加を促し、地域社会との交流を深め、老人福祉の向上を図るため、連合会大会、グラウンドゴルフ大会、交通安全カラオケ大会などを実施している。地域包括支援センターの指導により介護予防体操教室を単位クラブで開催し、集まりの折に、体操を行っている。

地域における子育て支援事業

*ファミリーサポートセンター事業

子育ての援助を行いたい人、援助を受けたい人を登録しておき、仲介を行い援助活動の調整を行う事業。(上里町社会福祉協議会が町から委託されて実施)

*つどいの広場事業

概ね3歳未満の児童及びその保護者が気軽に集まり、相互に交流を図ったり、子育ての先輩からのアドバイスなどが受けられる事業。(ボランティアによる実施)

*地域子育て支援事業

私立保育園1園が実施している。保護者が気軽に育児相談や他の子育て家庭との交流ができる地域子育て支援事業。(町等からの補助により実施)

2 権利擁護の推進

【現状と課題】

権利擁護と密接な関係がある制度として、成年後見制度（法定後見、任意後見）、日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）があります。

町では、成年後見制度利用支援事業（高齢者・障害者）や日常生活支援事業（社会福祉協議会）のほか、権利擁護についての相談を行うなど、判断能力が不十分な方の権利を擁護するための取り組みを行っていますが、これらのサービスについてはさらなる周知と利用促進を図る必要があります。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法に続き、障害者虐待防止法が平成24年10月から施行されます。

虐待や家庭内での暴力（DV）の問題については、いち早く発見、通告できるよう地域との連携を密にするとともに、通告があった場合は迅速に対応できる体制整備が必要です。

また、一人暮らしの高齢者が孤立しないよう、町として積極的に民生委員と連携し、一人暮らしの高齢者などを把握するとともに、地域の中での見守り等の取り組みを推進していくことが重要です。

【施策の方向】

判断能力が十分でない人でも、適切に制度やサービスが利用でき、権利が守られ、その人らしく生きることのできる地域を目指します。

一人暮らしの高齢者の孤独死や、児童、高齢者及び障害者への虐待、DVなどを発生させない地域を目指します。

医療、介護、保健、福祉関係機関との連携のもと、問題の早期発見に努め、虐待等が発見されたときのサポート体制の充実を図ります。

【施策の内容】

（１）権利擁護

- ・判断能力が十分でない人も適切にサービスが利用できるよう、日常生活支援事業（町社会福祉協議会）や成年後見制度を周知し、利用促進を行います。
- ・健康福祉サービスや生活支援サービスの利用にあたって、判断能力が十分でない人の立場に立った相談体制の充実を図ります。

（２）虐待防止

- ・地域での見守りが行われるよう、地域へ呼びかけを行い、地域で異変を感じた人がすぐに連絡・相談できる窓口・サポート体制の充実を図ります。

- ・児童虐待については、平成18年に設置した要保護児童対策地域協議会の機能を一層充実させ、各関係機関との連携のもと迅速に対応できる体制を整えていきます。
- ・高齢者虐待については、地域の繋がりの中で高齢者の変化に気づく仕組みづくりを推進していきます。
- ・障害者虐待については、関係者との連携を強化し、虐待防止に向けた理解・啓発を推進するとともに、虐待の未然防止と早期発見に努めます。
虐待については、それぞれの担当係に通報・相談窓口を設けて迅速に対応できる体制づくりに努めます。

日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)

埼玉県社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力が不十分な人に対して、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行う日常生活支援事業(安心サポートねっと)を実施し、各市町村社会福祉協議会で相談を受け付けています。

日常生活支援事業の対象者は、日常生活上の判断能力が不十分であっても契約締結の能力がある人を対象としているため、年齢とともに判断能力・意思能力が低下した場合は、成年後見制度を活用することになります。

つながり、支え合いの地域づくり

1 福祉意識の醸成と活動の促進

【現状と課題】

近年、都市化の進行や少子高齢化、核家族化の進展により、隣近所との付き合いが減り、地域に対する親近感が薄れ、支え合いの機能が低下していることが課題となっています。

こうしたなか、町には昔ながらの人と人、地域と地域のつながりが比較的残っている地域もあり、近所づきあいや・行政区・地区・各種コミュニティ団体、ボランティア団体、NPOなどによるコミュニティが形成されており、多彩な地域活動が行われています。

今後も、これまでの地域の結びつきを大切にしていけるとともに、福祉について、年代に関わりなく関心を高めていくことや、地域の行事に参加を促すことで、住民の一体感を深め、自然な支え合いの心を育てていくことが重要です。

また、地域住民に対してコミュニケーション活動への十分な情報と活動場所を提供するとともに、コミュニティ団体の運営や自主的かつ自立的な活動を支援していく必要があります。

【施策の方向】

地域の結びつきを大切にし、支え合うという福祉意識の醸成を図ります。

コミュニティ団体への情報提供や、団体のネットワーク化を図る中で、団体同士の交流と活動の活性化を図ります。

地域の中で、年代や所属を越えて、誰もが気軽に集まれる機会があり、交流が行われる地域を目指します。

【施策の内容】

(1)地域福祉の意識づくり

- ・障害、性別、年齢などを問わず、地域や学校、幼稚園・保育園での福祉教育のなかでノーマライゼーション・リハビリテーションについての浸透を図ります。
- ・学校や幼稚園・保育園での福祉教育の中で、お互いを思いやる心を育て、地域の中でふれあい支え合う意識を根付かせます。
- ・広報誌やホームページなどの各種メディアを通じ、地域で支え合う意識啓発を行います。

(2) コミュニティ活動の促進

・町民や訪問客がふれあう場として、保健センターや老人福祉センター、男女共同参画推進センター（ウイズユー・上里）、勤労者総合文化センターワープ上里、児童館等の施設・設備の充実に努めます。

また、地域の多世代交流の場として、中央公民館や5つの各地区公民館等の有効活用に努めます。

かみさと高齢者等支え合いサービス「高齢者等生活応援隊」

ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等を対象に、ボランティア（協力会員）を派遣し日常生活の援助を行う事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

概ね一時間で終了する作業等をした協力会員には、上里町共通商品券（500円）により謝礼が支払われます。

利用会員・協力会員とも登録制です。

2 地域福祉のネットワーク

【現状と課題】

支えあい、安心できる地域社会を実現していくためには、地域住民の福祉活動への積極的な参加や、地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりが大切です。

平成23年度に行ったアンケート調査では、「ボランティア活動をしたことがある」と答えた人が38%あり、活動したことのない人62%の中の半数の48%の人が今後なんらかのボランティア活動をしたいと答えています。

町では、社会福祉協議会がボランティアセンターを運営していますが、今後は、活動したいと考えている人を各種団体活動へつなげていくというコーディネーターの役割を強化する必要があります。

町の高齢化率は上昇する傾向にあり、今後は高齢者等がこれまでの技術、経験を生かし地域で活躍することが期待されることから、社会福祉協議会が実施している「かみさと高齢者等支え合いサービス事業」の一層の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

子どもの登下校の見守りや、高齢のみの世帯の方などの見守り活動ができ顔の見えるつながりが行き届く地域を目指します。

住民が主体となって進める地域活動やボランティア活動が、地域の中で活発に展開されるよう活動への支援や各種団体間のコーディネートを実施します。

【施策の内容】

(1)見守りネットワークの構築

- ・地域や関係機関と連携し、地域支え合いマップ等による見守りネットワークの構築など、見守り体制を強化します。
- ・見守りにより、在宅生活が継続可能となり、支援の必要な人を早期に発見するだけでなく、地域の防犯体制が強化され、悪徳商法などによる被害も抑制されるよう働きかけます。

(2)ボランティア活動の推進

- ・ライフスタイルに合わせた軽易な就業の提供による社会参加を図るため、シルバー人材センターを支援します。
- ・広く町民を対象に福祉活動への参加を呼びかけ、ボランティアや福祉活動を行う団体の育成及び地域活動拠点づくりを支援します。
- ・町内で行われている地域活動やボランティア活動の情報を把握・整理し、ボランティアコーディネーターの充実に取り組みます。
- ・ボランティア参加率の低い男性や企業ボランティア活動の取り組みを促進します。

地域支え合いマップの作成

平成23年度「埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業」により、地域支え合いマップを作成しました。

要援護者として、登録を希望する一人暮らしの高齢者、70歳以上の者のみの構成世帯、障害者、要介護高齢者等と支援者を、マップに記すことにより、民生委員の日頃の見守り活動に役立てるとともに、災害時の避難支援などに役立てるために作成しました。

(公益社団法人) 上里町シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、県、町から助成・支援を受けて運営する公益的・公共的な非営利団体です。

上里町シルバー人材センターは昭和62年3月28日上里町高齢者事業団として設立され、平成20年には社団法人上里町シルバー人材センターになり、現在は公益社団法人となっています。

会員による自主的・主体的な運営を基本に、会員の豊かな経験と知識をいかした就業の機会を確保し、提供しています。

安全・安心のまちづくり

1 安全・安心の環境づくり

【現状と課題】

子どもや妊産婦、高齢者、障害のある人をはじめ、すべての人が外出先での移動がスムーズに行えるよう、公共施設等のバリアフリー化が求められています。

近郊地域への移動は、自家用車が多く公共交通への依存度は低下傾向にありますが、今後は高齢者の増加などに伴う町民ニーズ等を的確に把握しながら、快適で利便性の高い公共交通の整備・充実が必要です。

地震や風水害などの災害の発生時には、公共機関では十分に対応できないことも見込まれるため、隣近所や地域の人たちの助けが大きな力になります。

平成23年度地域福祉計画に関するアンケートの中で、地域で安心して暮らしていくために地域の組織や団体への期待する活動は、もっとも多かったのは災害等、緊急事態が起こった時の対応、次に交通安全や防災・防犯などの活動、子どもや高齢者、障害者の見守りや手助けなどとなっています。

町としては、自主防災組織の充実を図るなど、地域住民と協力して災害時にも対応できる協力体制を整備していく必要があります。

【施策の方向】

町民の日常生活上必要な交通の利便性を確保するため、町内巡回バス等の整備の充実に努めます。

高齢者や障害のある人、また、ほかの地域から訪れる様々な人が不便を感じることなく施設等を利用できるようバリアフリー化を推進します。

地震や風水害などの災害が起こった時に、一人では避難が困難な災害時要援護者を地域支え合いマップを充実させることにより、避難支援の体制をつくり、安心して避難できる地域を目指します。

【施策の内容】

(1) 公共交通の整備・充実

・町内巡回バスの運行については、高齢化の進行を鑑み、交通弱者をはじめとする町民の日常生活上必要な交通手段を確保するため町民のニーズ等に配慮しながら整備、充実に努めます。

(2) バリアフリー化の推進

・道路や施設などの公共施設、駅、住宅の改修などバリアフリー化を積極的に進めます。

(3) 災害時の要援護者支援

・平成24年度改訂する「上里町地域防災計画」の災害時の要援護者安全対策に基づき、地域支え合いマップを活用した、避難体制の整備促進に努めます。

今後、順次、災害時に支援を必要とする人の、個別支援計画を策定していく必要があります。

・地域支え合いマップの周知・整備を図り、要援護者及び支援者の情報の収集・共有を図ります。

・町内の障害者施設(1箇所) 特別養護老人ホーム(3箇所) 老人保健施設(1箇所) 本庄市にある特別支援学校と福祉避難所としての協定を結び一般の避難所での生活が困難な人が避難することが出来る体制整備に努めます。

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 各主体の役割の明確化

地域福祉を進めていくうえで、地域の課題に柔軟に対応していくためには様々な活動団体同士が相互に調整・協働していくことが必要となってきます。

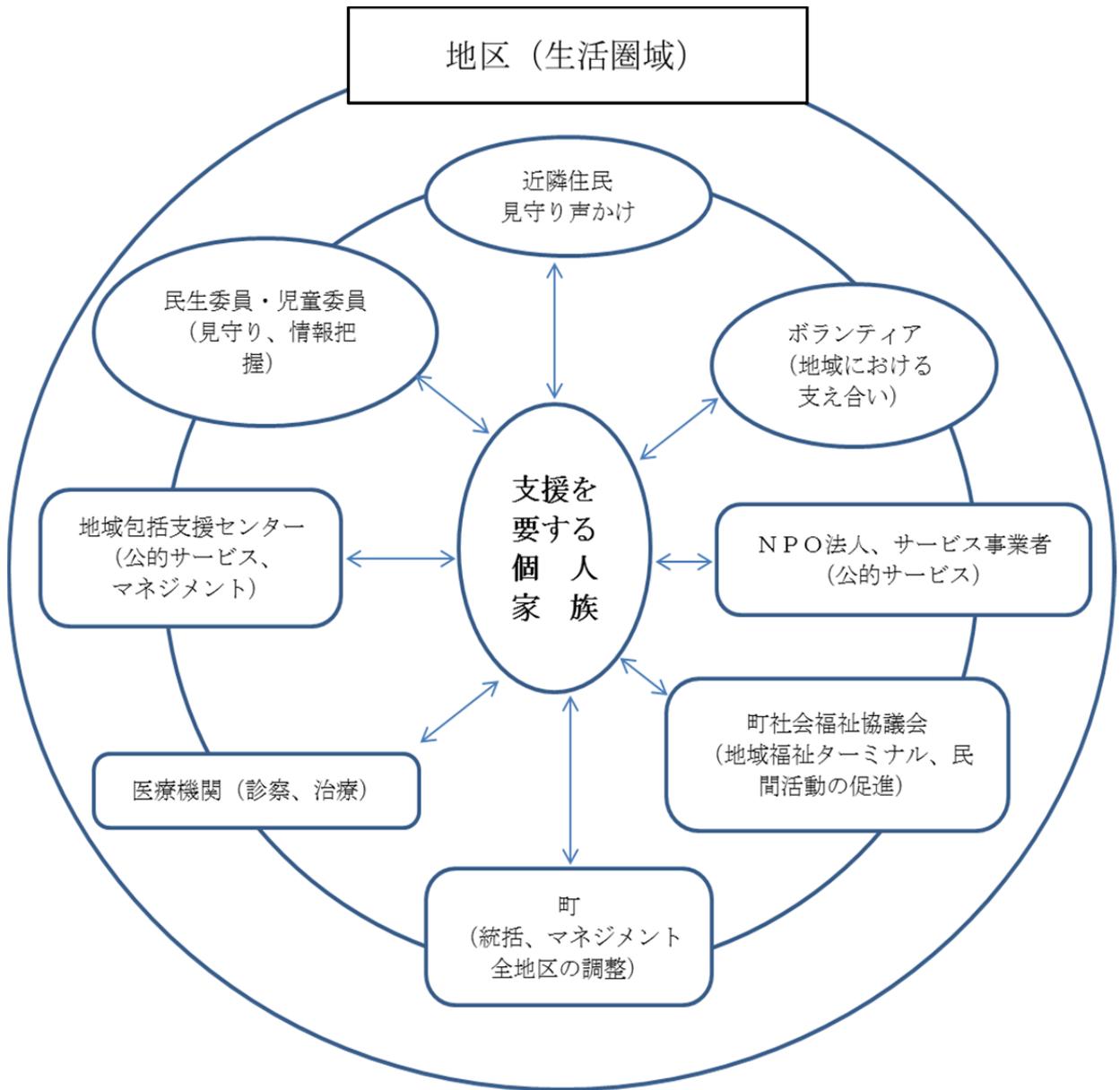
計画を推進していくうえでは、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

地域における生活上の課題を発見し情報を共有するとともに、支援が必要な個人や家族に対する支援を総合的に行うため、関係機関等と連携をして個々のニーズにあった支援を行うコミュニティソーシャルワークの仕組みを検討し、推進します。

* 各主体の役割

主体	役割	概要
住民・ボランティア ・NPO法人	地域福祉活動の実践	地域における福祉活動を積極的に推進します。
社会福祉事業者	専門的な福祉サービスの提供	専門機能を活かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスを提供します。
社会福祉協議会	地域福祉活動の拠点	地域の団体間の連携や町との連携をコーディネートし、地域における福祉活動を推進します。
町	地域福祉推進のための仕組みづくり	地域での福祉活動が展開しやすい基盤や仕組みづくりを行います。

コミュニティソーシャルワーク（CSW）の体制図



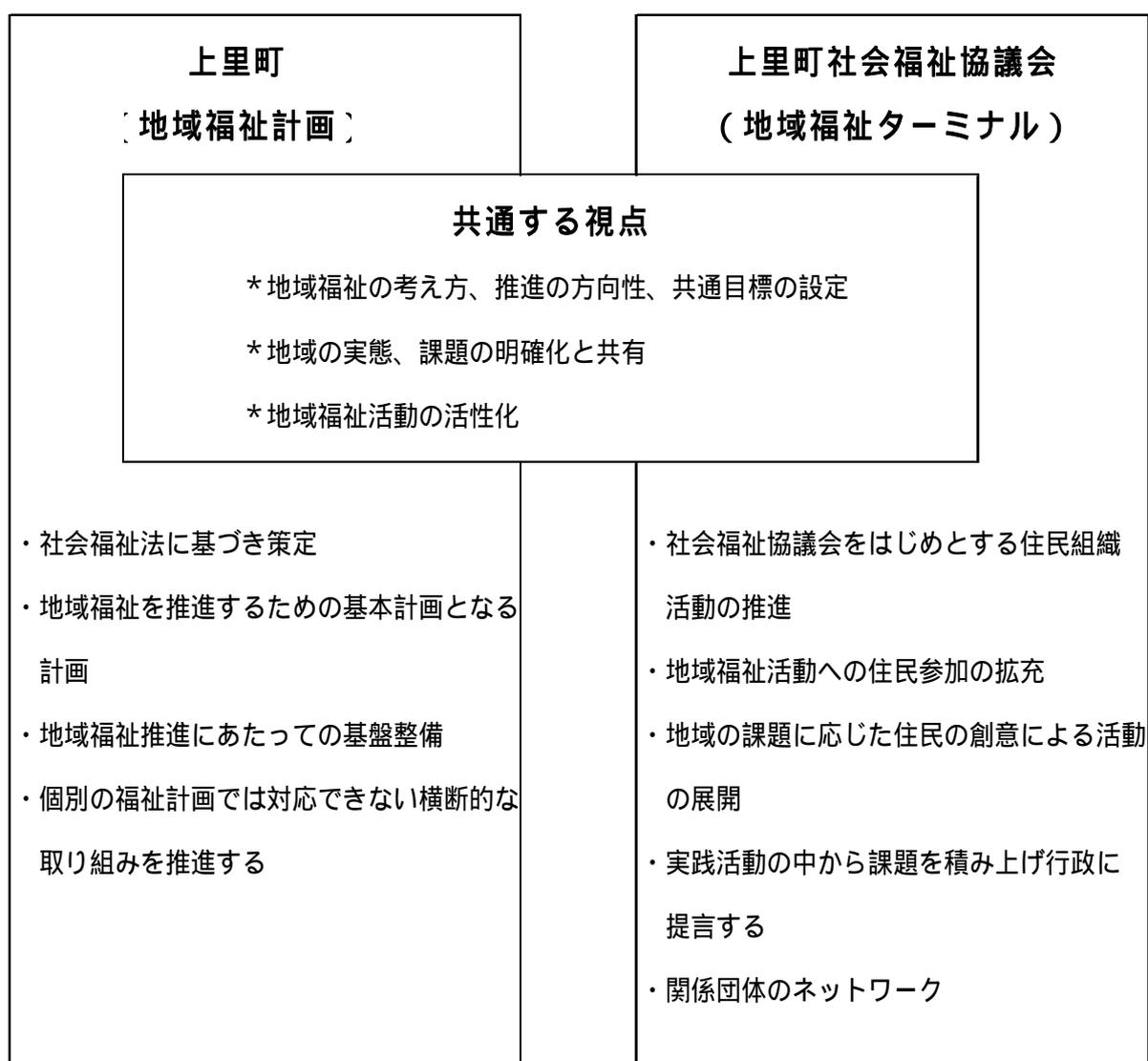
コミュニティソーシャルワーク（CSW）とは

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うことで、地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人々に結び付け、新たなサービスの開発や公的制度との関係を関係機関と調整すること。

(2) 社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、「社会福祉法」に基づき各都道府県・市区町村に設置され、高齢者や障害者の在宅生活支援やボランティア活動の支援、小中学校での福祉教育支援等、地域福祉に取り組み、様々な活動を行う団体です。上里町では各小学校区域に社会福祉協議会支部が設置され、一人暮らしの高齢者の見守り活動など、各支部で特色ある福祉事業を展開しています。

地域福祉計画と社会福祉協議会の関係



2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、P D C A サイクル計画 (Plan) をたてて、それを実行 (Do) し、実行の結果を評価 (Check) して、さらに計画の見直し (Action) を行うという一連の流れを活用し、計画内のサービスや取り組みの改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

資料編

資料 1

地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく上里町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、上里町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他の計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 町民生・児童委員
- (5) 町社会福祉協議会の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 行政関係者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する事務が終了するまでの期間とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第 7 条 委員会に、特定事項又は専門事項を調査検討するため、作業部会を置く。

2 作業部会の構成員は、別表第 1 に掲げる課の職員及び社会福祉協議会の職員とし、所属長の推薦を受けて所管課長が指名する。

3 作業部会の会議は、福祉こども課長が招集する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は福祉こども課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この告示は、平成 24 年 9 月 1 日から施行し、地域福祉計画策定の完了をもってこの効力を失う。

別表第 1 (第 7 条関係)

作業部会の構成員

座長 福祉こども課長

総務課庶務係

総合政策課総合政策係

健康保険課地域包括支援係

保健センター

社会福祉協議会

地域福祉計画策定委員会委員会名簿

氏 名	所 属	備 考
植 原 育 雄	議会議員	委員長
新 井 一 雄	区長会	
秋 山 守	コミュニティ協議会	
奥 川 勇	老人クラブ連合会	
堀 込 明 子	身体障害者福祉会	
黒 岩 茂 夫	黒岩整形外科医院	
植 井 孝 男	民生・児童委員協議会	副委員長
高 林 美江子	ボランティア連絡会	
関 根 健 次	社会福祉協議会	
佐 藤 勇	埼玉県北部福祉事務所	
木 村 隆 之	教育委員会	
関 口 静	健康保険課長	

事務局

飯 島 雅 利	福祉こども課長	
垣 島 恵美子	福祉こども課長補佐	
須 藤 秀	福祉こども課社会福祉係主任	